

佐世保市景観計画

(黒島地区重点景観計画編)

平成25年9月 策定
佐世保市

< 黒島地区重点景観計画 >

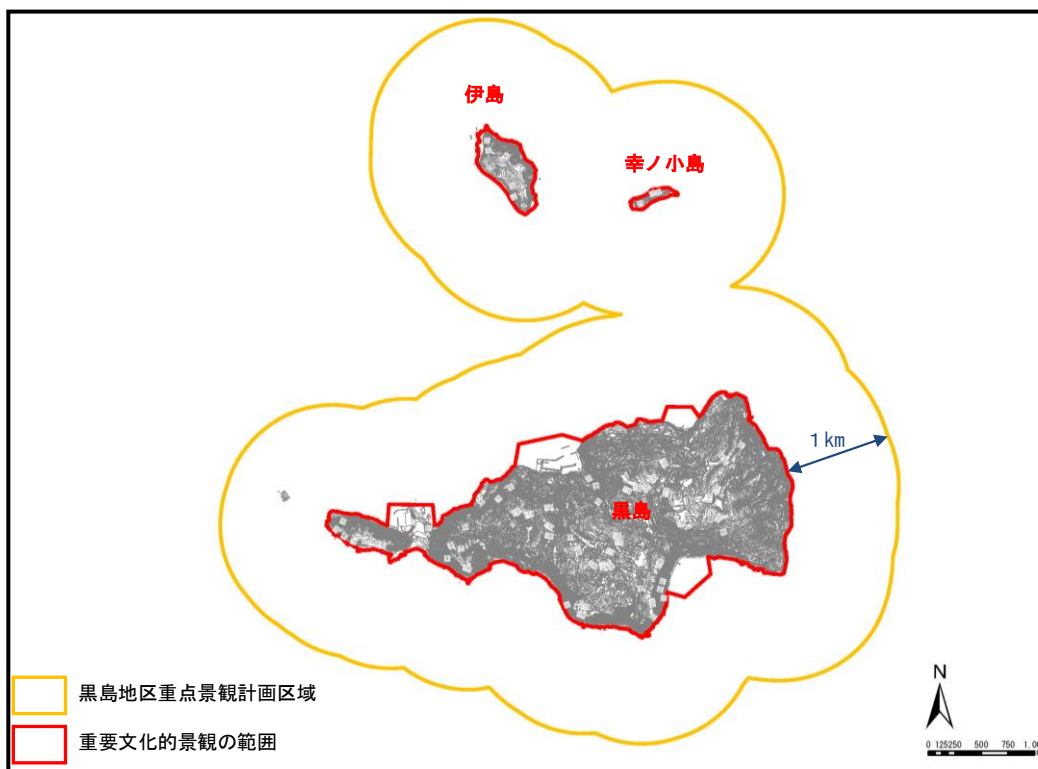
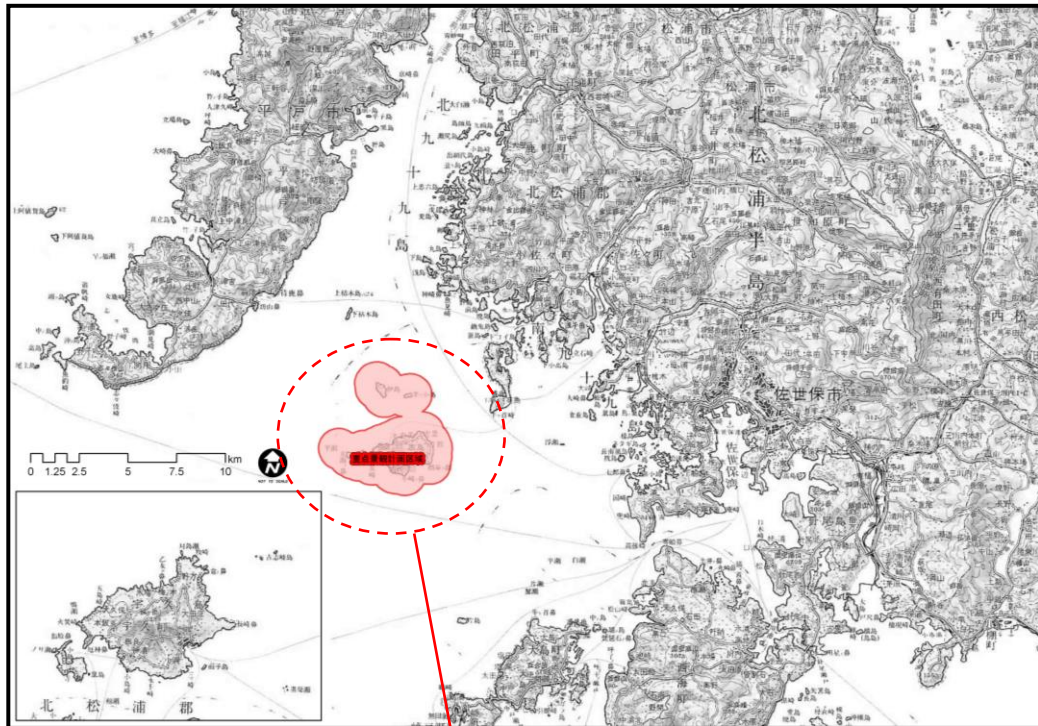
I. 黒島地区重点景観計画の区域	P. 3
II. 良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項	P. 4
1. 黒島地区の景観形成の方針	P. 4
2. 良好な景観形成のための届出制度と景観形成基準	P. 5
III. 景観資源の保全・活用	P. 10
1. 景観重要建造物の指定の方針	P. 10
2. 景観重要樹木の指定の方針	P. 10
IV. 屋外広告物の景観形成	P. 11
1. 屋外広告物の表示及び掲出	P. 11
V. 公共施設の景観形成	P. 11
1. 基本的事項	P. 11
VI. 農業振興地域の景観形成	P. 12
1. 基本的事項	P. 12
VII. 自然公園の景観形成	P. 12
1. 基本的事項	P. 12

(1) 黒島地区重点景観計画

I. 黒島地区重点景観計画の区域

黒島地区重点計画区域は、国の重要文化的景観に選定された黒島、伊島、幸ノ小島の陸域と、それを取り囲む周辺海域（1 km）の範囲とします。

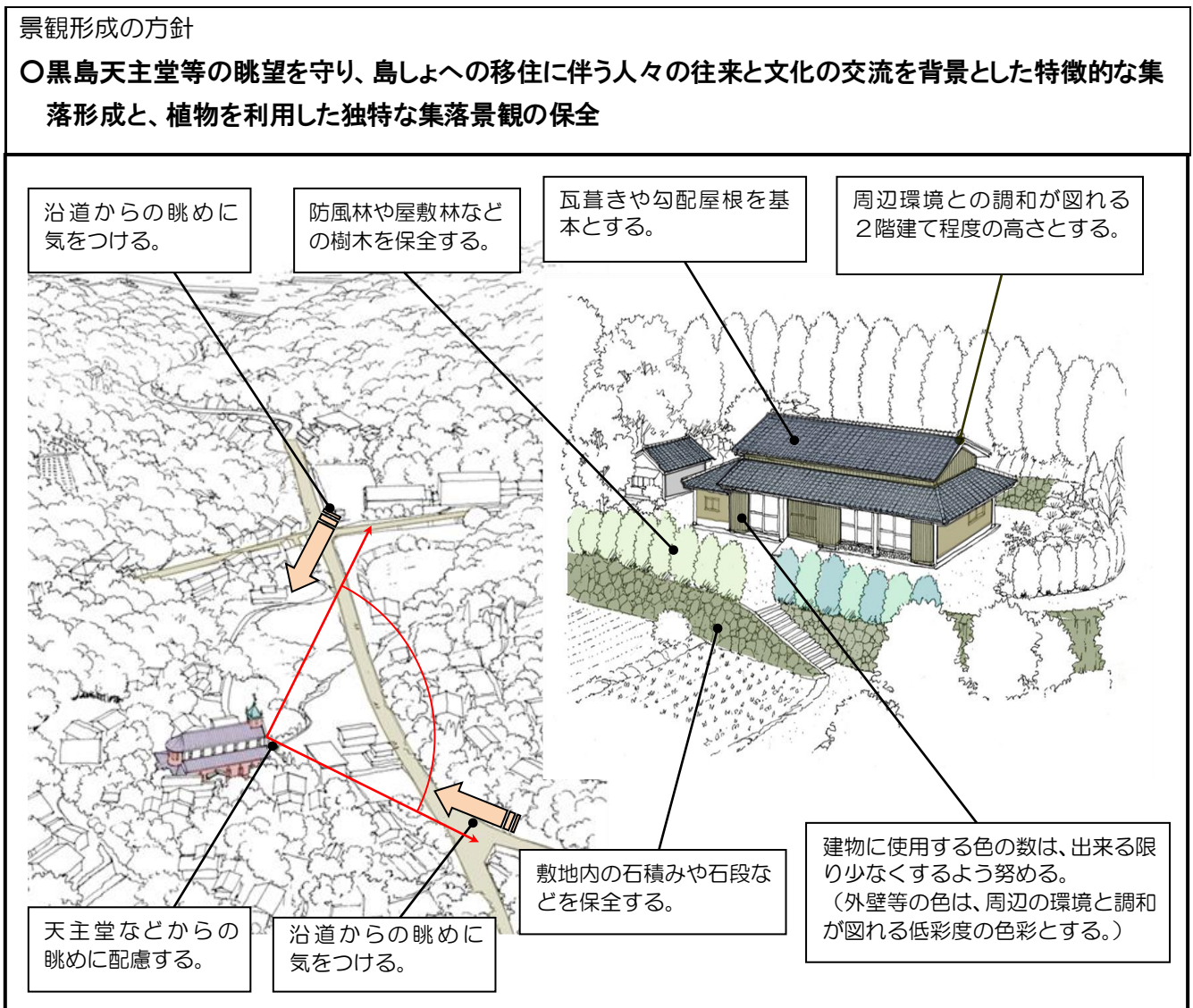
■ 黒島地区重点景観計画区域図



Ⅱ. 良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項

1. 黒島地区の景観形成の方針

地域環境を活かした個性ある景観形成を進めるため、良好な景観の形成に関する方針を定めます。



<景観形成を実現するための配慮事項>

共通事項		○現状変更による周辺景観への影響が最小限となるよう配慮する。
建築物・工作物	形態 意匠	○瓦葺きや勾配屋根を基本とする。 ○沿道からの眺めに気をつけ、天主堂などからの眺望に配慮する。 ○周辺環境との調和が図れる2階建て程度の高さとする。 ○伝統的な構造、昔から使われてきた素材を尊重した形態・意匠とする。
	色彩	○建物に使用する色の数はできる限り少なくするよう努める。(外壁等の色は、周辺の環境と調和が図れる低彩度の色彩とする。)
	その他	○防風林や屋敷林などの樹木を保全する。 ○建築設備等は、できる限り周囲から見えないように配慮する。 ○敷地内の石積みや石段などを保全する。

2. 良好な景観形成のための届出制度と景観形成基準(法第8条第2項2号)

特徴的な景観の保全に影響のある建築物、工作物を対象として景観形成基準を定めて景観誘導を行います。

(1) 届出対象行為

①届出対象建築物(法第16条第1項第1号)

以下に該当する建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更(修繕、模様替、色彩の変更)を行う場合は届出を行うものとします。

1) 建築面積が10㎡を超える建築物

2) 届出対象外

下表に該当するものは届出の対象外とします。

行 為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の建築面積の合計が10㎡以下となるもの
修繕、模様替、色彩の変更	外観の変更となる各壁面又は屋根面における行為の面積が、それぞれの面で10㎡以下となるもの

②届出対象工作物(法第16条第1項第2号)

以下に該当する工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更(修繕、模様替、色彩の変更)を行う場合は届出を行うものとします。

1) 工作物

次にあげる工作物の種類のうち、高さが3mを超えるもの。ただし、擁壁(④)については見附面積が10㎡を超えるもの、サイロ等(⑤)については高さが1.5mを超えるもの、橋りょう等(⑯)は長さが2mを超えるものとします。

- ① 煙突
- ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、鉄塔、携帯電話のアンテナその他これらに類するもの
- ③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ④ 擁壁
- ⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑥ 観光用のエレベーター、エスカレーター
- ⑦ ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑧ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ⑨ 鋳物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉碎で原動機を使用するもの
- ⑩ アスファルト、石油、ガス等を原料とする製造施設
- ⑪ 自動車車庫の用途に供する工作物
- ⑫ 飼料、肥料、セメント、石油、ガス、液化石油ガス、穀物その他これらに類するものを貯蔵するもの
- ⑬ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設
- ⑭ 風車
- ⑮ 高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、跨線橋その他これらに類するもの
- ⑯ 橋りょうその他これに類するもの
- ⑰ ゴルフ練習場その他これに類するもの(建築物に該当するものを除く)
- ⑱ 前号に定めるものの外、市長が指定し告示したものの。

2) 届出対象外

下表に該当するものは届出の対象外とします。

行 為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の水平投影面積の合計が10㎡以下となるもの
修繕、模様替、 色彩の変更	外観の変更となる各壁面又は屋根面における行為の面積が、それぞれの面で10㎡以下となるもの

③良好な景観の形成に支障のある行為（法第16条第1項第4号）

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、面積が100㎡を超えるもの又は、幅員が2mを超える河川及び水路等若しくは道路及び農道等の新設、改修等。
- (2) 木竹の植栽又は伐採で、その面積が100㎡を超えるもの。ただし、農業等を営むために行う物件は除く。
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その堆積期間が6月を超え、かつ、その面積が100㎡を超えるもの。
- (4) 水面の埋立て
- (5) 又は干拓で、その面積が100㎡を超えるもの。

(2) 建築物・工作物の景観形成基準

項目	基準
形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまちなみや環境との調和に配慮した形態・意匠とする。 ・海への眺望や背景となる山なみの稜線への眺望に配慮する。 ・擁壁は素材や色彩の工夫や緑化を行うなど、周辺との調和が図れるよう修景に努める。 ・住宅等にあっては瓦葺き・勾配屋根を基本とし、適度な軒の出を有するよう努める。 ・寺社等の歴史的建築物等の改築、外観の変更にあっては、従前と同様の形態・意匠とするよう努める。 ・建築物・工作物の素材は、昔から使われてきた素材と同等のものをを用いるよう努める。 ・高さは10m以下とする。ただし、市長が、やむを得ない理由があり、景観審議会の意見を聴いて認めたものについてはこの限りでない。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然環境と調和が図れる低彩度の色彩とする。 ・屋根や建築物上部については、無彩色を推奨する。 ・大規模な建築物の色は、マンセル値により、色相R～5Yの場合、彩度3以下、その他の色彩の場合、彩度1以下とする。 (背景が海となる場合は、明度は4以上を推奨する。また、背景が緑や山並みとなる場合は、明度は9以下を推奨する。) ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない <ul style="list-style-type: none"> (1) アクセント色として着色される部分(外壁の各方向の見附面積の10%以内とする)の色彩。 (2) 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩。 (3) 市民が利用する地域のシンボルとなる公共施設等で、市長が景観審議会の意見を聴いて認める場合。 ・使用する色数はできる限り少なくするよう努める。
建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備等は屋上への大規模な設備等の設置は避け、できる限り公共空間から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、木壁や植栽による遮蔽や、屋根や外壁と同一の色調とするなど、建築物と調和し目立たないよう工夫する。 ・配管やダクト等は、壁面に露出しないように配慮する。外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど、建築物と調和し目立たないよう工夫する。
外構	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は可能な限り緑化をするなど、周辺環境との調和に配慮する。 ・敷地内に防風林や屋敷林などの樹木がある場合は、できる限りその保全に努める。 ・大規模建築物と一体となった擁壁や架台は、建物と同一の素材とするなど、周辺との調和に努める。 ・敷地内に石積みや石段などがある場合は、できる限りその保全に努める。また、新たに設ける場合は、昔から使われてきた素材や工法と同等のものをを用いるよう努める。 ・前面道路に面する部分の舗装は、前面道路の仕上げに合わせるなど、周辺との調和に努める。 ・敷地境界に塀や柵等を設ける場合は、生垣や透過性のあるフェンスと植栽を組み合わせるなど、開放的でゆとりある空間の創出に努める。 ・公共の場から見える場所への物品の集積は避ける。集積する場合は、植栽で覆うなど修景に努める。
付属施設	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫やごみ置場等の付属施設は、できる限り前面道路から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、木壁や植栽による遮蔽や、建築物と同様の素材や意匠による修景を行うなど、周辺景観との調和に配慮する。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場はできる限り前面道路から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、緑化を行うなど、周辺環境との調和に配慮する。
夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> ・過度な照明は避け間接照明を利用するなど、周辺環境に応じた夜間景観の演出に配慮する。

□ 色彩基準（大規模建築物）

色彩景観計画は、建築物の建築、工作物の建設、又は、これらの外観の変更を行う際の色彩基準を示しました。

下図は、その参考図として示すもので、各色相の点線の枠内が使用できる色彩の範囲です。

なお、下図は印刷によるもので正確な色でないため、実際の色は式票により確認して下さい。

緑の山並みを背景とした場合の推奨値

海を背景とした場合の推奨値



----- 使用できる色彩の範囲

(3) 土地の形質の変更等の景観形成基準

行 為	基 準
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削若しくは盛土の規模はできる限り少なくするとともに、のり面の整正はできるだけ土羽によるものとする。 ・のり面が生じる場合は、緑化措置（芝、低木又は中高木の植栽）を講じるなど、周辺景観との調和に配慮すること。 ・擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とするとともに、素材や色彩の工夫、緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮すること。 ・公共空間からの眺望や周辺景観に配慮した措置を講じること。 ・跡地の整正を行うとともに、緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮すること。
木竹の植栽又は伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・木竹の伐採の規模はできるだけ少なくするとともに、周辺景観への影響に配慮すること。 ・植樹する場合は周辺の樹種と合わせるなど、周辺環境と調和したものとする。 ・伐採を行った場合は従前の植生区分に従った植栽を行うなど、その周辺景観が良好に維持できるよう措置を講じること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・集積、堆積は直接見えないようにするなど、公共空間からの眺望に配慮した位置や高さとする。 ・物件は整然と集積、堆積するよう努め、必要に応じてその周囲に植栽を行うなど、修景に努めること。
水面の埋め立て、干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸等の整備にあたっては、素材や色彩の工夫、緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮すること。

Ⅲ. 景観資源の保全・活用

1. 景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第3号）

（1）指定方針

道路など公共の場所から誰もが容易に見ることができ、次に示す基準に該当する建造物（建築物及び工作物）を、景観形成上重要な建造物として指定します。ただし、文化財保護法の登録文化財、県の指定文化財などについては、原則として指定対象外とします。

【指定基準】

- ・地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ・歴史的、生活文化的、または建築的な価値が高いと認められること
- ・地域に親しまれ、愛されていること
- ・観光への活用が見込めること

（2）保全・活用の考え方

景観重要建造物の指定を受けた建造物の保全とともに、その周囲の景観形成にも積極的に取り組みます。

- ・景観重要建造物の指定を受けた建物等の保全とともに、その周囲の景観の形成にも積極的に取り組みます。
- ・建造物の管理を適正に行い、地域のランドマークとしての価値を高めます。

2. 景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）

（1）指定方針

道路など公共の場所から誰もが容易に見ることができ、次に示す基準に該当する樹木を景観形成上重要な樹木として指定します。ただし、市指定の保存樹や、保存樹林、文化財保護法の登録文化財、県の指定文化財などについては、原則として指定対象外とします。

【指定基準】

- ・樹形や樹高等美観が優れていること
- ・地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ・歴史的、生活文化的な価値が高いと認められること
- ・地域に親しまれ、愛されていること
- ・観光への活用が見込めること

（2）保全・活用の考え方

景観重要樹木の指定を受けた樹木の保全とともに、その周囲の景観形成にも積極的に取り組みます。

- ・景観重要樹木の指定を受けた樹木等の保全とともに、その周囲の景観の形成にも積極的に取り組みます。
- ・樹木の管理を適正に行い、地域のランドマークとしての価値を高めます。

IV. 屋外広告物の景観形成（法第8条第2項第4号イ関連）

1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項について

佐世保市では佐世保市屋外広告物条例により屋外広告物の規制を行っています。黒島地区重点景観計画区域の陸域の範囲は、文化財保護法による重要文化的景観に選定された区域であり、同条例による屋外広告物の「禁止地域」となっています。

一方、屋外広告物の禁止地域においても、許可不要で表示できるものや許可を受けて表示できるもの（公的な広告物、一定の基準を満たす自家用広告物、道標、案内図板等）があります。

今後、屋外広告物についても景観に配慮した屋外広告物のあり方を検討し、以下の方針を踏まえ、建築物や工作物の形態意匠に関する制限に併せて、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限について規制誘導の検討を進めていきます。

<屋外広告物の景観形成方針>

- 可能な限り掲出数を減らし、必要最小限の場所に、適切な大きさ、適切なデザインのもの配置する。
- 高さ、色彩について配慮し、周辺の景観との調和に努める。
- 貴重な文化財の周辺に案内図板等を設置する場合は、文化財自体の価値を損なうことがないように特に配慮する。
- 破損したもの、放置されたままのものなどは、速やかに撤去するなど適切な維持管理に努める。

V. 公共施設の景観形成（法第8条第2項第4号ロ・ハ関連）

1. 基本的事項

道路や河川、港湾などの公共施設は、地域の良好な景観の形成にあたって重要な要素となります。

特に本地区においては、公共施設の新設、改良工事は文化的景観への影響が大きいと考えられるため、地域の特性に十分配慮した整備が必要です。

本地区内の公共施設は、「佐世保市景観計画公共事業ガイドライン」や以下に示す公共施設の景観形成方針を踏まえた整備を行い、良好な景観形成を推進していくものとします。

○公共施設の景観形成方針

① 道路

- 景観への影響が大きいため、文化的景観の価値が特に高いと認められる区間については、景観への配慮を最大限行うこととする。
- ガードレールなどの付属施設はコントラストの強い色調を避け、景観の保全に努める。
- 土地利用を尊重した整備に努める。

② 漁港・海岸・河川

- 漁港整備においては、周辺の景観と調和するよう整備を行うこととする。
- 自然護岸や自然石積護岸を活かした整備に努める。
- 自然海岸、自然石積護岸、自然河床の保全に努める。

VI. 農業振興地域の景観形成（法第8条第2項第4号ニ関連）

1. 基本的事項

佐世保市の景観を特徴づけるものの一つに、農家集落が織りなす田園景観をはじめ、山間部の棚田、特産の茶畑など、自然と暮らしが一体となった特徴ある農業景観があげられます。

人々の営みの中で生まれ育まれてきた農業景観には特有の美しさがあり、人々の心の原風景として大切な景観です。

今後、このような美しい地域の農業景観を保全・創出するために、農業景観の特性や基本的な方針を検討し、必要に応じて景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

VII. 自然公園の景観形成（法第8条第2項第4号ホ関連）

1. 基本的事項

自然公園法の許可が必要な一定の行為については、景観計画において、良好な景観形成に必要な上乘せの許可基準を定めることができます。

黒島地区重点景観計画区域では、伊島及び幸ノ小島の陸域が西海国立公園の特別地域、両島周辺の海域が普通地域にあたります。

自然公園法に基づく管理計画では、公園区域全域にわたり、建築物・工作物、木竹の伐採、土石の採取、広告物等について、色彩などの制限が設けられています。

このようなことから、現段階では自然公園法の公園区域内全域に上乘せの許可基準を定める必要はないと考えられますが、自然公園法の許可基準では景観の現状維持、保護が困難になる恐れがあると考えられる場合には、景観計画で上乘せの許可基準を定めるものとします。